

2026 年 9 月 30 日

お客さま 各位

鳥取信用金庫

各種預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、鳥取信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた各取組みにもとづき、別紙のとおり各種預金規定を一部改定いたします。なお、本規定は既に該当のお取引をいただいているお客様にも適用されます。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2 改定する規定

- | | |
|------------|------------|
| ・ 一般当座勘定規定 | ・ 代金取立規定 |
| ・ 普通預金規定 | ・ 納税準備預金規定 |
| ・ 通知預金規定 | ・ 総合口座取引規定 |
| ・ 定期預金共通規定 | ・ 定期積金規定 |

3. 改定内容

- ・ 別紙新旧対照表をご参照ください。
- ・ 改定後の規定はホームページでご確認ください。

以上

本件に対するお問い合わせ

フリーダイヤル：0120-260-262

受付時間：9：00～17：00

（ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始除く）



一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
第 1 条 (略) 第 2 条 (当座勘定への受入) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。 【当金庫が支払場所の手形・小切手】 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限りま す。 また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限りま す。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当金庫以外が支払場所の手形・小切手】 入金 は2026年9月30日まで受入れます。 代金取立は2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が2027年3月31日までのものに限りま す。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてくだ さい。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第 1 条 (略) 第 2 条 (当座勘定への受入) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>〈追加〉</u> (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてくだ さい。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
第3条～第7条 (略) 第8条(手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、支払可能な手形・小切手は以下のとおりです。 ①小切手は、2026年9月30日までに振り出されたもの ②手形は、2026年9月30日までに振り出されたもの、かつ支払期日が2027年3月31日までのもの (2) 前項の支払にあたっては、手形又は小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手又は当金庫所定の払戻請求書を使用してください。また払戻請求書には、届出の印章により記名押印して提出してください。なお、払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当座勘定入金帳、当座勘定入金通帳等の口座番号が確認できる書類をご提示ください。なお、小切手を使用される場合は、2026年9月30日までに振り出されたものに限りです。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。 第9条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。この場合、以下2点にご注意ください。	第3条～第7条 (略) 第8条(手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>〈追加〉</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形又は小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手又は当金庫所定の払戻請求書を使用してください。また払戻請求書には、届出の印章により記名押印して提出してください。なお、払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当座勘定入金帳、当座勘定入金通帳等の口座番号が確認できる書類をご提示ください。<u>〈追加〉</u> (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。 第9条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>〈追加〉</u>

一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
①小切手は、2026年9月30日までに振り出すこと ②手形は、2026年9月30日までに振り出すこと、かつ支払期日が2027年3月31日までであること (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることのほか、以下2点を確認してください。 ①2026年9月30日までに振り出されたものであること ②支払期日が2027年3月31日までであること (3) 前2項以外の手形又は小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形又は小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5) 〈削除〉 (5)当座勘定から支払をした手形又は小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形又は小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第10条～第13条 (略) 第14条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。〈削除〉	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること 〈追加〉を確認してください。 (3) 前2項以外の手形又は小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形又は小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)当座勘定から支払をした手形又は小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形又は小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第10条～第13条 (略) 第14条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛て小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
第15条～第18条 (略) 第19条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、振出日の記載がないもの、支払期日が2027年4月1日以降の手形が呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第20条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (又は届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができますものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。又、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします 第21条～第31条 (略)	第15条～第18条 (略) 第19条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。<u>〈追加〉</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第20条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (又は届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。<u>〈追加〉</u> (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。又、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第21条～第31条 (略)

一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
《小切手用法》 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 3. ～7. (略) 〈削除〉 8. (略) 《約束手形用法》 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、支払期日が2027年4月1日以降のものは、当座勘定から支払いません。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	《小切手用法》 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。〈追加〉 3. ～7. (略) <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 9. (略) 《約束手形用法》 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。〈追加〉 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。

一般当座勘定規定 新旧対照表

改定後 (2026.10)	改定前 (2025.10)
4. ～ 7. (略) 8. 〈削除〉 (略) 《為替手形用法》 1. ～ 2. (略) 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、支払期日が2027年4月1日以降のものは、当座勘定から支払いません。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～ 9. (略) 10. 〈削除〉 (2026年10月)	4. ～ 7. (略) <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> (略) 《為替手形用法》 1. ～ 2. (略) 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>〈追加〉</u> 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5. ～ 9. (略) <u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> (2025年10月)

代金取立規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2020.4.1)
第1条（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取り扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。 （略）	第1条（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取り扱います。<u>〈追加〉</u> （略）

普通預金規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2023.4.1)
1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。 【当金庫が支払場所の手形・小切手】 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限りま。 また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限りま。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当金庫以外が支払場所の手形・小切手】 入金 は2026年9月30日まで受入れます。 代金取立 は2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が2027年3月31日までのものに限りま。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 (略)	1. (取扱店の範囲) (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>〈追加〉</u> (略)

納税準備預金規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2020.4.1)
1. (預金の目的、預入れ) (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。 【当金庫が支払場所の手形・小切手】 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限りります。 また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限りります。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当金庫以外が支払場所の手形・小切手】 入金 は 2026年9月30日まで受入れます。 代金取立は 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が 2027年3月31日までのものに限りります。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 (略)	1. (預金の目的、預入れ) (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>〈追加〉</u> (略)

通知預金規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2020.4.1)
1.～4. (略) 5. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。 【当金庫が支払場所の手形・小切手】 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限りです。 また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限りです。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当金庫以外が支払場所の手形・小切手】 入金 は 2026年9月30日まで受入れます。 代金取立は 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が2027年3月31日までのものに限りです。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 (略)	1.～4. (略) 5. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>〈追加〉</u> (略)

総合口座取引規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2023.4.1)
1.～3. (略) 4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金および定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。なお、受入れできる手形・小切手は以下のとおりです。 【当金庫が支払場所の手形・小切手】 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形小切手いずれも、2026年9月30日までに振り出されたものに限ります。 また、手形は支払期日が2027年3月31日までのものに限ります。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当金庫以外が支払場所の手形・小切手】 入金 は 2026年9月30日まで受入れます。 代金取立は 2027年3月31日まで受入れます。 ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が2027年3月31日までのものに限ります。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 (略)	1.～3. (略) 4. (証券類の受入れ) (1) 普通預金および定期預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>〈追加〉</u> (略)

定期預金共通規定 新旧対照表

改定後 (2026.10.1)	改定前 (2020.4.1)
1.～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) <u>〈削除〉</u> 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (略)	1.～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) <u>この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u> 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>〈追加〉</u> (略)

定期積金（スーパー積金）規定 新旧対照表

改定後（2026.10.1）	改定前（2020.4.1）
1.～3. （略） 4.証券類の受入れ (1) <u>〈削除〉</u> 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （略）	1.～3. （略） 4.証券類の受入れ (1) <u>この積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u> 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>〈追加〉</u> （略）